

議案第 49 号

市川市国民健康保険税条例等の一部改正について

市川市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(市川市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 市川市国民健康保険税条例(昭和 35 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 23 条中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 26 条第 3 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)」に改める。

(市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成 25 年条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 17 項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得

及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中市川市国民健康保険税条例第26条第3項第1号の改正規定及び附則第3項の規定 平成28年1月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)第2条第2項から第4項まで及び第23条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第26条第3項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した第1条の規定による改正前の市川市国民健康保険税条例第26条第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険事業の健全な運営を図るため国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額及び介護納付金課税額の課税限度額を引き上げるとともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定を踏まえ国民健康保険税に係る申請事項に個人番号を加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。